

所管部課	地域福祉部 障害福祉課		部長	伊野宮 崇	
件名	東大和市手話の理解促進に関する条例案策定懇談会設置要綱について				
	区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解の促進及び普及を図り、聴覚障害者にとっても暮らしやすい地域共生社会の実現を目指すことを旨とした条例の案（以下「条例案」という。）の策定に向けて、関係者との意見交換を行うため、東大和市手話の理解促進に関する条例案策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置するものである。</p> <p>(1) 所掌事務 条例案の内容に関する事その他条例案の策定に関して必要な事項に関する事。</p> <p>(2) 構成 懇談会は、地域福祉部長、障害福祉課長及び聴覚障害者協会並びに手話通訳関係団体の関係者8人以内をもって構成する。</p> <p>(3) 設置期間 条例案が策定されるまで。</p> <p>(4) 施行日 市長決裁の日から施行する。</p> <p>(5) 影響及び効果 懇談会における当事者や関係団体から意見を踏まえて条例案を策定することができる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和2年第1回定例会において、手話言語条例の制定に係る陳情が採択された。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>令和7年度に『夏季デフリンピック競技大会東京2025』が開催されるが、ボウリング競技については、東大和グランドボウルが競技会場となる予定である。</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに要綱制定の事務手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。